

令和元年 7 月 31 日
国土交通省 航空局
安全部 航空機安全課

令和元年航空法改正に関する説明会 ～法改正による航空機装備品・部品の安全規制の変更について～

1. 説明会の背景・目的

令和元年 6 月 19 日に、国会での審議を経て、「航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)」が公布されました。改正内容は、国産航空機の安全運航維持の仕組みの整備から、無人航空機の飛行にあたっての遵守事項の追加、運輸安全委員会による事故等調査の適確な実施のための規定の整備等、多岐に亘りますが、このうち、航空機の整備・改造時に装備する装備品・部品に係る規定も改正されています。

具体的には、国が航空機の安全性の確保のため重要な装備品(重要装備品)を対象として予備品証明を行い、予備品証明を受けた予備品を用いてする修理については航空機としての修理改造検査を免除することとする、予備品証明に関する制度が廃止され、航空機に装備する全ての装備品・部品については、航空法第 20 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた事業場(認定事業場)が基準適合性の確認をしたものでなければ装備してはならないこととなりました。(従来、国土交通大臣による予備品証明の「みなし」としていた外国当局による証明書(輸出耐空証明書)及び日本と相互承認協定を有する国が認定した事業場が発行した基準適合証は、改正後も引き続き有効(我が国の認定は不要)です。)

したがって、航空機の装備品・部品を製造又は修理・改造をする事業者は、当該改正規定が適用される令和 4 年 6 月(予定)までに、事業場の認定を取得する必要があります。また、装備品・部品の交換を行う航空機の利用者等は、当該適用日以降は、認定事業場が基準適合性の確認を行ったものしか航空機に取付けることができなくなります。

国土交通省では、航空機装備品・部品の安全規制の変更に関する法律改正の内容についてさらに理解を深めて頂くとともに、事業場の認定を受けるために必要な手続きの概要をお知らせするため、下記のとおり、説明会を開催いたします。

つきましては、関係者の皆様にご参加頂きたいと考えていますので、ご案内します。

2. 説明会の日程・会場

以下の日程及び会場で説明会を開催します。

第一回説明会は、主に航空機使用者の皆様を対象とした内容、第二回説明会は、主に装備品・部品の製造、修理又は改造を行っている事業場の皆様を対象とした内容が中心となる予定です。

- ・第一回説明会
令和元年9月2日(月)及び3日(火)(東京)
令和元年9月6日(金)(大阪)
- ・第二回説明会
令和元年10月1日(火)(東京)
令和元年9月30日(月)(大阪)

3. 参加対象者

航空運送事業者、航空機使用事業者及びその他の航空機の利用者(以下「事業者等」という。)並びに事業者等が使用する装備品・部品の修理を行う者 等

注) 事業者等の皆様から、「事業者等が使用する装備品・部品の修理を行う者」に該当する皆様に対して、説明会の開催についてご案内下さい。

4. 主な説明内容

- ・ 令和元年航空法改正の概要(航空機装備品・部品の安全規制の変更に関するもの)
- ・ 事業場認定を受けるための手続きの概要

5. お申し込み方法

参加を希望される方は、令和元年8月16日(金)(必着)までに、別添の参加申込書に必要事項を記入の上、FAX 又はメールにてお申し込み下さい。

注) 会場の都合上、ご参加者は各社とも2名までとさせていただきますのでご了承下さい。

【お問い合わせ先】

国土交通省 航空局 安全部
航空機安全課 航空機技術基準企画室

TEL: 03-5253-8735

FAX: 03-5253-1661

Email: hqt-g_CAB_GIJ_KKA@ml.mlit.go.jp

令和元年航空法改正に関する説明会
 ～法改正による航空機装備品・部品の安全規制の変更について～
【開催日程と会場のご案内】

○第1回(主に航空機の使用者の皆様を対象とした説明会)

会場	開催日時	開催場所
東京	① 令和元年9月2日(月) 10:00～13:00	国土交通省東京空港事務所1階 特別会議室 【住所】 東京都大田区羽田空港3-3-1 【交通】 モノレール「羽田空港第1ビル」下車徒歩10分 京浜急行空港線「羽田空港国内線ターミナル」 下車徒歩10分
	② 令和元年9月2日(月) 14:00～17:00	
	③ 令和元年9月3日(火) 10:00～13:00	
	④ 令和元年9月3日(火) 14:00～17:00	
大阪	① 令和元年9月6日(金) 10:00～13:00	国土交通省大阪航空局2階 第1共用会議室 【住所】 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館 【交通】 大阪メトロ「谷町四丁目」下車5番出口徒歩1分
	② 令和元年9月6日(金) 14:00～17:00	

○第2回(主に装備品・部品の製造、修理又は改造を行っており、航空法第20条の規定に基づく認定の取得が必要になる皆様を対象とした説明会)

会場	開催日時	開催場所
東京	① 令和元年10月1日(火) 10:00～13:00	国土交通省東京空港事務所1階 特別会議室 【住所】 東京都大田区羽田空港3-3-1 【交通】 モノレール「羽田空港第1ビル」下車徒歩10分 京浜急行空港線「羽田空港国内線ターミナル」 下車徒歩10分
	② 令和元年10月1日(火) 14:00～17:00	
大阪	① 令和元年9月30日(月) 10:00～13:00	国土交通省大阪航空局2階 第2共用会議室 【住所】 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館 【交通】 大阪メトロ「谷町四丁目」下車5番出口徒歩1分
	② 令和元年9月30日(月) 14:00～17:00	